

◇ 国「子ども・子育て会議（第22回）、基準検討部会（第26回）合同会議」（2月5日）の開催について ◇

◇ 2月5日子ども・子育て会議（第22回）、基準検討部会（第26回）合同会議が10:00～12:30に開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1) 公定価格について (2) その他

＜ポイント＞

- 事務局より資料1-1「平成27年度における施設型給付等の公定価格について」、資料1-2「公定価格単価表(案)(傍聴者は抜粋版)」、参考資料1「公定価格の骨格について」の説明・協議が行われ、公定価格についてとりまとめがなされた。
- 事務局より前回説明する時間のなかった資料2「「子育て支援員」研修について」説明された。

※以下敬称略

(1) 公定価格について

- ・事務局より前回説明する時間のなかった資料2「「子育て支援員」研修について」説明された。
- ・事務局より資料1-1「平成27年度における施設型給付等の公定価格について」、資料1-2「公定価格単価表(案)(傍聴者は抜粋版)」、参考資料1「公定価格の骨格について」の説明、協議が行われた。

資料1-1「平成27年度における施設型給付等の公定価格について」(平成27年2月5日)引用

平成27年度における施設型給付等の公定価格について

○平成27年度予算案においては、子ども・子育て支援新制度に基づく量と質の充実等のために、国・地方合わせて0.5兆円程度を確保。これは、

- ・平成27年度における各市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく「量の拡充」に対応するとともに、
- ・昨年5月末にお示した公定価格の仮単価の前提とした「0.7兆円の範囲で実施する事項」の「質の改善」をすべて実施するための所要額として措置されたもの。

○平成27年度における施設型給付等の公定価格の単価については、以下の2点(基本的に増額要素)を除き、加算項目も含め、公定価格の仮単価と同内容となる。

① 公定価格に係る調整課題に対する対応の反映

- ・現行の幼保連携型認定こども園が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費の経過措置
- ・大規模園の実態を踏まえた加配加算の見直し(1号定員に係るチーム保育加配加算)
- ・小規模保育B型の保育士以外の職員の人件費単価の改善
- ・事業所内保育事業に対する減価償却費加算

② 平成26年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定内容の反映

- ・平成26年度国家公務員給与の改定の反映(保育士に係る人件費+2.0%など)
- ・平成27年度国家公務員給与の改定の反映(地域区分の見直し(7区分→8区分など)など)

○特例給付については、平成26年10月24日の子ども・子育て会議において示した整理に基づき設定。

○公立施設における施設型給付等に係る通常要する費用の額は、国の公定価格の基準、地域の実情等を踏まえて、施設の設置主体である市町村等が定める

(注)1号子どもに係る施設型給付等の額は、法律上、国庫負担対象部分と地方単独費用部分に分かれるが、単価表の額は、地方単独費用部分も含め、特定教育・保育に通常要する費用の額としての標準価格を示すもの。

質改善による単価の比較

○ 平成27年度における施設型給付等の公定価格の単価

平成27年度における施設型給付等の公定価格の単価は、平成27年度予算案の編成を受け、「資料1-2 公定価格単価表(案)」(注)のとおりとなるが、地方自治体・事業者等の関係者の参考となるよう、1つの施設・事業から見て、どの程度の質改善が行われるかを、比較表の形で次頁以降にお示しする。

・これらの比較表は、1つの施設・事業に着目して作成した例示であり、例示に当たっての前提条件は、次のとおりである。

〔比較表の前提条件〕

- ・地域区分:その他の地域(人件費の地域差を反映した加算がない地域)
- ・定員区分:下枠のとおり

【施設型給付の利用定員】

- ・保育所:「90人」(保育所の平均的な規模)

※ 地域区分、利用定員区分、児童の年齢構成や保育必要量の状況、加算項目の実施状況等は個々の施設等で異なるものであり、次頁以降に示したものは上記の前提条件の下での例示である。

<保育所> 公定価格の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

○ 90人(私立保育所の平均的な規模)とした上で、保育所を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

	児童数	構成割合
4歳以上児 (30:1)	34人	38.3%
3歳児 (20:1)	18人	19.7%
1、2歳児 (6:1)	30人	33.3%
乳児 (3:1)	8人	8.7%
合計	90人	100.0%

※ 地域区分:その他地域

※ 保育標準時間と保育短時間の比率は7:3と仮定

項目	金額A (質改善前)	金額B (27年度単価)	備考 ☆:「質の改善」事項	参考:金額 (仮単価)
基本分単価(⑥)	65,320 千円	70,157 千円	☆保育標準時間に対応した職員配置の改善(延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)の加配)、研修代替職員の配置(年間2日)	69,319 千円
処遇改善(⑦)	5,650 千円(10%)	7,908 千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ☆質改善により、3%の改善を実施	7,738 千円(13%)
加算部分1(⑧~⑬)	5,594 千円	7,266 千円	・所長設置加算 ☆3歳児配置改善加算を追加	7,223 千円
加算部分2(⑰~㉔)	3,823 千円	4,815 千円	・主任保育士専任加算(子育て支援活動費を追加)、事務職員雇上費加算 ☆療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算を追加	4,783 千円
合計	80,387 千円	90,146 千円	・増加額:9,759 千円(B-A)	89,063 千円

(注)「資料1-2 公定価格単価表(案)」等の資料は、下記より入手できます。また当日の状況を動画で視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議 > 子ども・子育て会議(第22回)、子ども・子育て会議基準検討部会(第26回)合同会議 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_22/index.html

参考資料1「公定価格の骨格について」(平成27年2月)抜粋

保 育 所(保育認定(2号・3号))

(各項目の説明:保育所(保育認定(2号・3号)))

①地域区分 …施設の所在する地域(市町村)に応じて8区分設定

20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分 …施設の利用定員に応じて17区分設定

20人	21~30人	…(10人単位)…	161~170人	171人~
-----	--------	-----------	----------	-------

③認定区分 …認定区分に応じて設定(満3歳以上:2号、満3歳未満:3号)

④年齢区分 …子どもの満年齢に応じて4区分(4歳以上児、3歳児、1、2歳児、乳児)

⑤保育必要量区分 …保育必要量の区分に応じて設定(保育標準時間認定、保育短時間認定)

⑥基本分単価(注) …①~⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 (⇒基本分単価の内訳はP12参照)

⑦**処遇改善等加算**(注) …職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑧所長設置加算(*1) …専従の所長を配置する場合に必要な人件費等を加算

⑨**3歳児配置改善加算**(注)(*1) …3歳児の配置基準を15:1により実施する場合に必要な人件費等を加算

⑩**休日保育加算**(*1) …休日保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模(※)に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算

※ 加算額の区分(年間延べ利用子ども数(14区分))

~210人	211~279人	280~349人	…(70人単位)…	980~1,049人	1,050人~
-------	----------	----------	-----------	------------	---------

⑪夜間保育加算(注)(*1) …夜間保育所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算

⑫**減価償却費加算** …施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域(※)に応じて減価償却費の一部を加算

※ 加算額の区分(4区分(A~D)×2区分(標準・都市部))*都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

A地域		B地域		C地域		D地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑬**賃借料加算** …賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算

※ 加算額の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部))*都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

a地域		b地域		c地域		d地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑭分園の場合 …分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整

※ 本園と分園にまたがる経費について、別途補助事業として実施されている分園推進事業による水準も踏まえて、定率で調整

* 分園を設置する施設における⑥、⑦及び⑧の定員区分の適用に当たっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定する。(その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定)

⑮常態的に土曜日に閉所する場合 …常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑯定員を恒常的に超過する場合 …連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整(※)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑰**主任保育士専任加算**(*1) …事業の取組状況(*2)に応じて主任保育士を保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任させることができるよう、代替保育士に係る人件費及び**子育て支援のための活動費**を加算

⑱**療育支援加算**(*1) …障害児を受け入れている施設について、主任保育士を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者に要する経費を加算

※ A特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、Bそれ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算

⑲事務職員雇上費加算(*1) …事業の取組状況(*2)に応じて事務職員を配置するための経費を加算

⑳冷暖房費加算 …夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域(※)に応じて加算

※ 地域の区分(5区分)

1級地から4級地:国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域
その他地域:1級地から4級地以外の地域

㉑除雪費加算 …豪雪地帯※に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

㉒降灰除去費加算 …降灰防除地域※に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

㉓入所児童処遇特別加算 …高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況(*2)に応じて高齢者等を配置するための経費を3月分の単価に加算

㉔施設機能強化推進費加算 …職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(*2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算

㉕**小学校接続加算** …小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を3月分の単価に加算

- ②⑥**栄養管理加算**・・・栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算
- ②⑦**第三者評価受審加算**・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算
 (注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
 (*1)それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算(加算率は全て同率)
 (*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設等のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算

(基本分単価の内訳: 保育所(保育認定(2号・3号)))

区 分	内 容
事 務 費	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等) ③社会保険料事業主負担金等(健康保険、厚生年金、労働保険等) (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費(保育士、事務職員、調理員) ③年休代替要員費 ④ 研修代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費	<生活諸費> 一般生活費(給食材料費*、保育材料費等) *3歳以上児:副食費、3歳未満児:主食費、副食費

(注)職員数の考え方

・保 育 士

(配置基準)

乳 児 3:1

1、2歳児 6:1

3 歳 児 20:1 *** 質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施**

4歳以上児 30:1

・保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定

・上記の他、休けい保育士を1人加配(定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤)

・また、**保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士(3時間)1人を加配**

・調 理 員 2人(定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人(うち1人は非常勤))

・事 務 職 員 1人(非常勤)

当連盟の橘原委員から下記について述べられた。

(橘原委員)このように公定価格が示され、子どものために配したものとする。今後も1兆円超の確保に向けてこれまで同様に皆様方にはご尽力いただきたい。

< 委員の主な意見概要 >

○公定価格を受けて自治体としてもしっかりと取り組んでいきたい。子育て支援員の実施を含めて新制度への取組が重要事項になる。

○子育て支援員は一回資格をとればそのまま良いのか伺いたい。

○子ども・子育て支援新制度については4月以降いつまでも「新」がついていくのも課題かなとも思う。今後の考え方を伺いたい。

(事務局説明概要) ・1兆円超の財源確保が必要であることはこれまでも認識をしてきたものであり、そのもと簡単な課題ではないが取り組んでいきたい。今後28年度以降の量拡充、幼稚園の移行への対応やそれ以降引き続きの質改善を目指していく必要がある。

・引き続き周知広報にも力を入れていきたい。名称については、子ども・子育て支援法がもともとの法律名なので子ども・子育て支援制度ということが素直かと考えられる。

・子育て支援員について継続的な質向上のしくみは重要であり、要綱案等では概ね従事経験二年未満の方を対象にしたフォローアップ研修と全ての従事者を対象にする現任研修についても必要とされ推奨するものとしている。

(座長)昨年5月に公定価格の仮単価をお示しして委員の皆様からその後いろいろなご意見を頂いてきた。

遑ればこの子ども・子育て会議で確認した内容である。そうした意味でいろいろな要望を頂いたが基本的には本日提示をした内容でこの会議としてはご了解頂きたいと思う。
 (「異議なし」について了解)

次回日程については、3月19日(木)10時開会予定であることが説明された。

資料2「子育て支援員」研修についてより引用

趣旨

- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修の体系

※(資料を参考に当連盟事務局が表に作成したもの)

【 専門研修 】

地域子育て支援コース	(推)	地域子育て支援拠点事業(専任職員)	6科目・6時間	基本研修 8科目・8時間	
	(推)	利用者支援事業・特定型(専任職員)	5科目・5.5時間 ※		
	(推)	利用者支援事業・基本型(専任職員)	9科目・24時間		
地域保育コース	(推)	ファミリー・サポート・センター事業(提供会員)	4科目・6.5時間		(共通科目) 12科目15~15.5時間
	(要)	一時預かり事業(保育従事者)	6科目・6~6.5時間 +2日以上		
	(要)	事業所内保育事業(保育従事者)	6科目・6~6.5時間 +2日以上		
	(要)	家庭的保育事業(家庭的保育補助者)			
(要)	小規模保育事業(保育従事者)				
社会的養護コース	(推)	乳児院・児童養護施設等(補助的職員)	9科目・11時間		
放課後児童コース	(推)	放課後児童クラブ(補助員)	6科目・9時間		

☆ (要)は、研修が従事要件となる事業。(推)は、研修の受講が推奨される事業。

※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注)主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp